

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した
被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する Q & A

1 用語について

Q 1 - 1 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。

(回答)原則は住民票上の世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主を含む)です。ただし、国民健康保険加入者のなかで、実態として他にその世帯の生計を維持している方がいる場合は、申し出により世帯主以外の方が主たる生計維持者と認められる場合があります。

Q 1 - 2 事業収入等とはどの収入のことですか。

(回答)給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入です。それ以外の収入(年金や譲渡所得等)は減少した収入の対象ではありません。

2 減免の要件について

Q 2 - 1 新型コロナウイルス感染症の影響で、会社都合で退職した場合は対象となりますか。

(回答)主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響で会社都合の離職し、雇用保険から失業給付を受ける場合は、非自発的失業に係る軽減制度が適用されるため、減免の対象とはなりません。

Q 2 - 2 他の減免を受けている場合でも減免は受けられますか。

(回答)他の減免(旧被扶養者減免、東日本大震災、令和元年台風 19 号等)を受けている場合は、重複して減免を受けることはできません。ただし、主たる生計維持者以外が旧被扶養者減免を受けている場合は除きます。

Q 2 - 3 「新型コロナウイルス感染症により重篤な傷病を負った」とはどのような状態ですか。

(回答)1 カ月以上医療機関で治療を有すると認められる場合など、新型コロナウイルス感染症の症状が重い場合をいいます。医師による診断書の写しが必要です。感染の疑いで自宅待機などの場合は、これに当たらず、収入減の要件に該当するかどうかになります。

Q 2 - 4 2019 年はサラリーマンで給与収入でしたが、2019 年 12 月に退職して個人事業主となり事業収入となりました。新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少しました。この場合、減免の対象となりますか。

(回答)収入減少は同じ収入項目で比較します。このケースだと給与収入がなくなったのは新型コロナウイルス感染症の影響ではなく、事業収入については 2019 年中の事業収入が 0 円であるので対象とはなりません。

3 申請について

Q3 - 1 「保険金・損害賠償等により補填されるべき金額」には、休業協力金は含まれますか。

(回答) 国や都道府県から支給される各種給付金(都道府県の休業協力金、経済産業省の資金繰支援給付金、総務省の特別定額給付金や持続化給付金等)は含みません。

Q3 - 2 給与収入と不動産収入があり、両方の収入が3/10以上減少した場合はどの届出書に記入したらよいですか。

(回答) の「事業等収入用」「給与収入用」の両方とも記入ください。

Q3 - 3 オンライン申請はできますか。

(回答) オンライン申請は受け付けておりません。また、感染拡大防止のため郵送での受付を奨励しています。

送付先は、

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1 八王子市保険年金課資格課税担当 宛
をお願いします。

Q3 - 4 いつまでに申請をすればよいですか。

(回答) 原則、納期限までに申請ください。納期限前に申請できなかったやむを得ない理由がある場合は届出書の一番下の欄に理由を記入してください。

なお、令和3年2月22日以降は申請を受け付けません(減免できません)のでご注意ください。

4 その他

Q4 - 1 申請して決定するまでにどのくらいかかりますか。

(回答) 申請後、内容の審査を行い、早ければ翌月中旬(5月中に申請の場合は早ければ7月中旬)に、承認・不承認の決定を予定しています。ただし、多くの方の申請が見込まれており、書類の不備がある場合などには、審査するまでに時間がかかることが予想されますのでご了承ください。

Q4 - 2 決定するまで、保険税は納付したほうがよいですか。

(回答) 決定するまでは、納期内納付でのご納付をお願いします。納期内納付が難しい場合は、保険収納課(042-620-7237)に納付相談(徴収猶予含む)をしてください。